

第20回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成29年9月7日(木) 午後2時00分～午後4時15分
 2. 会 場 保健福祉センター2階 健康研修室(役場本庁前)
 3. 出席委員 【農業委員】(13人)
1番 小谷健児、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、5番 濱口佳史、
6番 山中 讓、7番 金子孝子、8番 伊芸精一、9番 宮川陽子、
10番 堀野裕一、11番 篠田 開、12番 福留康弘、13番 松本昌子、
14番 吉尾好市
【推進委員】(6人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、5番 篠田 博、
6番 尾崎澄夫、7番 福井正一
(事務局 書記 森下)
 4. 欠席委員 【農業委員】(1人) 2番 野坂賢思、
【推進委員】(1人) 4番 宮川建作、
 5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 非農地証明願について(2件)
議案第2号 形状変更に関する届出の報告(2件)
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 黒潮(黒潮町)農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について協議(継続審議)
 - (3) その他の討議・報告事項について
- 議 長 時間も来ましたし、野坂委員と宮川建作委員は欠席ということですが、会の方は成立していますのでこれより9月の定例会を始めたいと思います。本日の、議事録署名人は松本昌子委員と小谷健児委員にお願いします。
- この間は県外視察お疲れ様でございました。色々勉強になったことと思いますので、今後に活かしていきたいと思います。
- それでは早速、議案に入りたいと思います。議案第1号非農地証明について2件入っております、事務局の方より説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案書の1ページをお願いします。
- 2件出ていますけど、同じ所で〇〇〇〇の既に倉庫とか建っている場所です。〇〇〇〇さんと〇〇さん親子の申請となっております。まず願出地については、〇〇〇〇さんが14筆、下の〇〇〇〇さんが6筆ということで出ております。願出理由につきましては、1ページの右の欄にあります、当該土地は昭和60年代から耕作を放棄し、現在は、〇〇〇〇の車庫、倉庫、資材置場及び進入路等として利用しており、農地として利用で

きず、復旧もできません。ということで非農地の申請が出ております。両方一緒ですので、まとめて説明させていただきます。

まず 3 ページお願いいたします。3 ページは全体的な航空写真を付けております。4 ページについては、申請地 1 と書かれているところは、〇〇〇〇さんの申請地になります。申請地 2 という所は〇〇〇〇さんの申請地になります。それから 5 ページ、6 ページとそれぞれ字の記入したものを付けております。6 ページの非農地証明位置図 1 というのが〇〇〇〇さんの申請地に当たるところです。筆界を入れておりますが、この赤い所が申請の所ですけれども、見てのとおり宅地化しております、倉庫とか駐車場というようなことになっております。7、8 ページをお願いいたします。これは公図の連続図で、公図を繋ぎ合わせて見やすくしてくれている図です。それと 8 ページ、現場周辺の写真ということで、筆界を載せてくれていますが、既に界は分からないような状態になっています。それから 9 ページまでが〇〇〇〇さんの申請の非農地となります。

それから 10 ページ、2 番につきまして〇〇〇〇さんの申請になります。赤で囲んだ所が申請地となっております。同じく 11 ページに公図を張り合わせて、見やすく作成してくれています。あと、同じく現地写真に筆界を入れたものとなっております。見てのとおり〇〇〇〇の資材置場などになっておりますので、なかなか農地には復元は難しいのではないかと判断します。以上です。

議 長 今、事務局の説明が終わりました。担当は私でございますので、2 日の日に〇〇〇〇君に会いまして、現場も見てきましたが既に〇〇〇〇の事務所の傍で倉庫、車庫、殆んど宅地でございます、その地盤につきましては農地としては使ってない、農地としては認められない、地籍調査の段階で地目変更したがやないかえと聞いたら、親父の代からしてなくて、農地のままで残こっちゃったで、今になってしよらえ、と言ひよりまして、そういうことなんですが、殆んど農地としては認められない、という自分では判断です。それから〇〇〇〇さんの分ですが、これはお母さんで、事務局の裏手に有り続いておりまして、進入路と資材置場として使っておりまして、農地としてその周辺は使っておりません。農地としては認められない、というようなことでございます。協議をお願いします。

この件に付いて、質問、質疑はありませんか。

無いようでしたら承認を受けたいと思ひますが。

(質問なし)

同じ所ですので、1 番 2 番一緒に承認を受けたいと思ひます。宜しいですか。

1 番、2 番について、承認される方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます、非農地証明 1 番、2 番については承認されました。

続きまして、議案第 2 号形状変更届、2 件出ていますが説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 2 号形状変更届について説明をさせていただきます。

2 ページお願いいたします。第 2 号議案 1 番、願出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんから出ています。場所は、入野字七貫 5924 番 1、田で 1,257 m²です。ここに盛土をして畑に変更したい、という届でございます。それでは 13 ページお願いいたします。13 ページの

写真で、ここは今、国道改良されていますが、そこに接した農地となっています。14 ページの方を見ていただいたら、分かりやすいかと思いますが、点線の所が国道になる所です。申請地は現国道から北側に入った所になります。15 ページお願いいたします。15 ページについては、登記簿の公図の写しを付けています。赤で囲んだ左上のところに5924-2とありますが、ここは国交省の道路となっています。16 ページお願いいたします。断面図が添付されていますが、既設の農道の高さより 50 cm低い、田だったところに 50 cmの盛土をしています。状況的には、そういったところですが、周辺の同意書も取っていただいております、問題は無いと思います。以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました、担当委員さん何か補足説明あればお願いします。

〇〇推進委員 ここは昨年まで稲作をしていました。大方バイパスが延伸していますが、その上に役場が出来るのですが、その横に申請地があるんですが、シシトウを作りたいということで、今までは湿地帯で、シシトウを作るには土を入れたほうが作りやすいということで申請をしました。と聞いています。

議長 今、担当委員さんより補足説明がありましたが、この件について何か質問、質疑ありませんか。

〇〇委員 事後届になっていますが、構いませんか。

事務局 この場合は、工事中に作り土にいい残土が発生して、急遽 50 cmの嵩上げで、それも農道の高さと同じになる程度の盛土です。周囲の同意も貰っており、問題は無いと思います。

議長 後を農地として利用していたら問題ないと思います。担当委員さんは監視をお願いします。

他に何かありませんか。無ければ承認を受けたいと思いますが。

(質問なし)

この件について、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。

形状変更 1 番につきましては承認されました。2 番をお願いします。

事務局 2 ページお願いします。届出人〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。届出地は 2 筆ありまして、入野字仮家ノ下 2704 - 1 と入野字仮家ノ下 2705 - 1 です。そこに盛土をして畑に変更するというものです。19 ページお願いします。場所は早咲のコーナンの裏になりますが、そこに 2 筆あります。20 ページを見ていただいたら、位置的には分かると思います。21 ページ航空写真では、こういうことになっています。それで 22 ページなんですが、ここで赤い枠線を引いて 2 筆に分けていますが、これ正式な法務局から取ってきた公図なんですが、見てのとおりコーナンが建っている所と今回申請の所が 1 枚になっています。ここの中に、申請の 2 筆とコーナンの地番がこの 1 筆の中に入っているんですけど、それを調査してたんですけども、ここは地籍測量が済んでいる所で、この図面で言いますと、赤で縁を取った所の左手になる所、上から水路 2706-2 という地番が、赤枠の上にあります、それが水路になっておりますが、それから水路で下りてきてコー

ナンの横を通ってきて 2663-2 という所に現状は来てみたい。立会の時に、地主さんと水路の部分が大方町の時代で、現況の水路よりも青線ということで界の幅を取ることで色々意見があつて、地主さんが納得しないまま、この様な状態になっているみたいです。ですが、コーナンの所も既に擁壁も出来て、界はこの部分については揉めていないですけれども、2705-1 と 2704-1 の堺も持ち主も同じですので揉めることも無いですけれども、左側だけの立会が済んでいないというようなことで、このような公図になっています。ですので、埋めるにあたっては申請者の〇〇〇〇さんには、今の水路が有る所は必ず 70 cmは確保しておいてください。それから外側から埋めてくださいという指示はしています。それは本人も了承していただき、暫時埋立をしたいというような返事をいただいている。そこ以外は問題は無いと思います。23 ページに断面図がありますが、50 cmここも盛土をする計画にしています。ここはまだ盛土はしていません。24 ページの写真について、横にして見て左側がコーナンです。あと、赤枠で囲んでいる所が 2 筆申請地です。

議 長 事務局の方より説明が終わりましたが、担当委員さん何か補足があればお願いします。

〇〇委員 事務局の説明のとおりですが、私が聞いた話では、コーナンに流れる水路が、流れが悪くて大雨が降った時畑に入ってくる。埋めらして貰ったら柳の川の方に流れるけん、埋めらしてもらえんろうかと話してました。

議 長 現状では浸かるということですか。周囲の影響については同意貰っているので問題はない。

この件については、周辺には同意を貰っている。排水もちゃんとする。ということですが、承認を貰いたいと思います。承認される方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます。2 番につきましても承認されました。

担当委員さん、埋めた時に気に掛けておいてください。

それでは、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ということで、資料をお手元にお配りしております。

横で見ていただいて、議案第 3 号と書いたものです。1 枚捲っていただいて、10 件の提出があります。それで借受人につきましては、上から順番に〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、この方は認定農業者ではありません。その下、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんという方は認定農業者となっております。それから、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんも認定農業者で、その下の〇〇〇〇さんにつきましては、認定新規就農者という認定者になっているようです。あと、〇〇〇〇さんが使用貸借で、それ以外の方は賃貸借で利用権の設定が出ています。あと、内容については時間を取って見ていただいて、御意見をいただきたいと思います。よろしいですか。

議 長 資料に目を通していただきたいと思います。

議 長 一応目を通していただいたと思いますが。

この件に付いて、質問、質疑のある方。

(質問なし)

無いようでしたら承認を受けたいと思いますが、議案第3号について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第3号につきましては承認されました。

続きまして議案第4号、黒潮町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について協議、継続審議ということになっていますが、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議案第4号、資料を作ってお配りしてありますが、前回のものを使用しています。

議案第4号、黒潮町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について協議、ということで、1枚捲ってください。前回、継続審議となっています、農業振興地域からの除外ということで、〇〇〇〇さんから出ている案件です。前回、これ以外に編入が20件出ていましたが、そちらの方は承認するというので、町の方には答申しています。それで、ここの部分については行政書士さんにも来ていただいて、審議に時間がかかりますので時間をくださいということをお話しして、そしたら構いませんということで了承は貰っています。というのは先ほどの編入の分を、農業振興地域整備計画を変更しますよというのを、県の方に申請をしなくてははいけません。一旦出したら、その申請が完了するまで次の申請を受け付けてくれません。ですので、先ほどの編入については先に申請をするということで、了承を貰っています。その案件が終わるまでは、出せませんよという説明をさせて貰っています。おそらく3、4ヶ月は掛かるのではないかと思います。状況的には、そういうようなことになっています。それで、資料の5、6、7ページについては現地に行くと共に写真を撮ってきました。状況的には、こんなに石積にして農地の周りに余裕、田のままにして嵩上げがされています。そのようなことで、どのような答申にするかということで継続審議にしていますが、今回、〇〇推進委員の方から資料としてA4の写真を持ってきてくれております。それで、〇〇推進委員の方から御説明をしていただくというようなことです。

議 長 この間、〇〇さんからの提案で保留ということですので、〇〇さんから説明をお願いします。

〇〇推進委員 写真と事務局の資料3、4ページをお願いします。写真の方ですが、赤い線を引っ張っていますが、ここはうんとイノシシが出てくるがで、黒潮町の被害対策協議会の補助事業を利用して電気柵をぐるり張っています。年から年中ではないのですが、田んぼを耕作する期間、6、7、8月まで補助事業で対応していた。以前は電気柵買うたり、設置したり、引き上げたりを田んぼを耕作している人に出してもらって、自分たちで割当してやっていた。補助事業の農地水の区域に入っている田んぼの面積で、それで事務局に聞いたら、農地水で電気柵を買うたり、設置したり、草を刈ったりをその費用で管理してかまんということで、何人かが農地水の事業で行っています。また、国道の横の所に青い線が引っ張ってありますが、その青い線は水路です。写真の上の方に、藤縄になりますがそこに堰があります。堰からずっと引っ張って国道を跨いで、国道の右側へ行って中角の方にずっと水路は繋がっている。それで、今回申請のあった所もピンクに塗っています。それと黄色に塗っている所があると思いますが、そこは水害に遭って当時

田んぼに復元出来なくて畑になっている所です。ここは、昔から水の被害が大きい所です。昨日ですか、〇〇〇さんが田んぼを7反作ってくれようがですが、電気柵を張っていますので、ここへ車を出入りされると困ると言っていました。

ここが農地から除外されると、周辺の地域に支障をきたす農地であるということと、先ほど説明したとおり、農地水の補助事業の対象になっている農地ですので、その辺も参考にしてもらいたい。また、前回の農業委員会後に佐賀地区の農業委員さん、それから推進委員さんに現地を見てもらうて、皆さんの意見も聞いてもらうて、僕だけ言うても如何と思うので。それで農業委員会に協議がきているので、農業委員会で協議して回答してもらいたい。

議 長 前回の会の後、〇〇さんの提案で現場にしてくれた方もいると思いますが、その方の意見を聞いてみたいと思いますが。

〇〇委員 ピンクの所は農地水の区域に入っているのか。

〇〇委員 区域には入っているが、黄色の畑は入っていない。

〇〇委員 ピンクの所は入っているのか。

〇〇委員 調べていないが、区域から除いているかもしれない。

議 長 これ、農業委員会で審議ということですが、農業委員会としても地元の意見が一番で地元さえ同意していたら問題は無いですけど、佐賀地区の方そのあたりはどうでしょうか。〇〇さん。

〇〇推進委員 周囲の人は同意しているけれど、地域の人が困ると言うのであれば農業委員会として同意出来ないと思う。

議 長 地元の意見が重要視されてくるがやけど、地元が反対しているのに農業委員会として同意するというようなことは出来ない。

議 長 農業委員会としては、この一区画の皆の同意がないと認めるわけにはいかない。という結論でよろしいでしょうか。

委 員 はい。

(議決案件については以上)

事務局 以降、〇その他について説明した。

議 長 長時間の協議ありがとうございました。本日の定例会を終わります。

(午後4時15分終了)